

中山間地域における農と観光の連携調査業務委託 標準仕様書

1 目的

熊本県では、中山間地域等における所得確保策の一つとして、多様な地域資源を活かした農業体験を含む観光商品化の方向を探るため、地域・観光資源の調査や観光商品の開発・モニターツアー等を行ってきた。

近年では、田園回帰の風潮等により、旅行者のニーズが体験型・目的達成型等に変化している。一方で、高齢化の進行や担い手不足といった課題を抱えている中山間地域が増加してきている。

このような状況を踏まえて、本業務では、高齢化等により人手不足である中山間地域の農村活動を応援しながら体験できる体制の構築を目指し、体験プログラムの開発及びモニターツアーの実施を行うことで、地域活性化を図る。加えて、地域資源を活用した食事や体験等に係る最新の情報収集を行い、都市に農村の魅力を発信する。

2 委託業務内容

下記の各企画等に係る一切の業務とする。

- (1) 農村活動を応援しながら体験できるプログラムの開発について取り組みを希望する地区の掘り起こしと開発支援
- (2) 開発プログラムのモニターツアー実施
- (3) 地域資源を活用した食事や体験等の情報発信に向けた調査の企画と実施
- (4) その他自由提案事項

【特記事項】

- (1) 農村活動を応援しながら体験できるプログラムの開発について取り組みを希望する地区の掘り起こしと開発支援

ア 取り組みを希望する地区

2地区以上

地区の掘り起こしについては、むらづくり課が令和6年度に行った地区意向調査を参照できる。なお、その地区名等の情報は企画参加申し込みがあった事業者に対しむらづくり課から別途提供する※。

※情報提供は企画作成における予算算定等の参考とするためのものであり、企画コンペ段階で地区への接触は行わないものとする。

イ コンサルティング内容

地区の課題を整理し目的を明確にしたうえで、ターゲット層や観光商品提供のための体制等について、地域住民と協議、専門的・客観的な視点からの旅行商品構築に向けたアドバイス等を行うこと。(回数は1地区2回程度)

なお、作業内容、作業レベル、地元住民との交流を組み合わせたプログラムの開発とし、今後の自走化に向けた体制構築を意識したコンサルティングを実施するものとする。

(2) 開発プログラムのモニターツアー実施

(1) で開発した体験プログラムのモニターツアーを実施し、当該プログラムのブラッシュアップを図ること。

ア 実施時期

契約締結後から令和8年2月末までの間

イ 実施地区

1地区以上

ウ 業務内容

以下の(ア)～(エ)の他、モニターツアーが効果的に実施できるような業務支援を行うこと。

(ア) モニターツアーの実施運営

(イ) 広報・集客業務

(ウ) モニターツアー実施地区及び参加者へのアンケート調査

(エ) 活動記録業務

(3) 地域資源を活用した食事や体験等の情報発信に向けた調査の企画と実施

むらづくり課ホームページ「くまもとふるさと応援ねっと」内の「むら旅ガイド」に掲載する情報を念頭にした調査項目の検討と提案、情報が陳腐化しにくい工夫の提案および、調査の実施。

ア 業務内容

地域資源を活用した食事や体験等に係る調査項目（項目とは観光農園、直売所、公営温泉、農家レストラン等の分類を指す）の検討と提案、ホームページ上の情報が陳腐化しにくい工夫の提案及び調査の実施（データとして一覧表へのとりまとめ業務を含む）。

なお、調査はデータ取得を目的とし、ホームページへの掲載作業等は業務に含まないものとする。

(4) その他自由提案事項

本業務の目的を達成するために必要な独自提案を行うこと。

(5) 留意事項等

ア 本業務の提案内容を実施するにあたり必要な資格等（旅行業法に定める旅行業登録等）を有している場合は、企画提案書内にその旨を記載すること。

イ 必要な著作権や肖像権等の処理は、受託者において行うこと。

ウ 専門的な内容については、各種機関へ確認をとること。

エ その他、実施にあたっては、法令等を遵守し必要な手続きを行うこと。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和8年（2026年）3月18日（水）

4 業務の管理・執行体制

- (1) 業務を適正かつ確実に執行できる体制を作ること。
- (2) 県との窓口として、常に連絡の取れるスタッフを配置すること。担当者は正副2名配置すること。
- (3) スケジュールの管理を行い、適切に業務を進めること。
なお、委託期間中は、月1回程度、進捗状況等を県に報告すること。報告方法は電話、メールを基本とするが、県が報告書等の提出を求めた場合は、遅滞なく対応すること。

5 作業計画

受託者は、契約締結後速やかに作業計画書を作成し、県に提出すること。
なお、作業計画書には、次の事項を記載すること。

- (1) 業務の内容及び方法
- (2) 実施スケジュール
- (3) 組織体制図（スタッフ等の実施体制）

6 成果品

以下(1)、(2)を成果品として提出すること。

- (1) 次の項目を含む実績報告書 紙媒体2部及び電子媒体（CD(DVD)-ROM）1部
 - ア 委託業務の実施内容
 - イ 委託業務の成果
 - ウ その他参考資料
- (2) 成果品
委託業務で実施したアンケート調査の回答及び集計結果や調査時に撮影した写真等を成果品として提出すること。
なお、納品媒体は、紙媒体1部及び電子媒体（CD(DVD)-ROM）1部とし、電子媒体は、編集が可能なデータを納品すること。

7 権利

委託業務に関するすべての権利及び著作権は、熊本県に帰属する。

8 その他

- (1) 本業務の遂行にあたっては、県担当職員との打合せを綿密に行い、円滑な実施に努めるものとする。特に広報に関しては、内容について事前に県に承諾を得ること。
- (2) 本業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により県の承諾を得たときは、この限りでない（委託業務の主要な部分を他に委託することはできないため留意すること）。
- (3) 受託者は、本業務を通じて知り得た個人情報の保護に努め、委託業務の用途以外に使用しないこと。

- (4) 本業務の遂行にあたっては、別記1「電子情報に関する取扱特記事項」及び別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (5) 電子メールを外部に送信する際は、本文や添付ファイルに送るべきではない個人情報が含まれていないか、複数人によるダブルチェック等により入念な確認を行うこと。
また、電子メールを外部に一斉送信する場合には、個人情報漏えい防止のため、メールアドレスを「To」ではなく、「Bcc」に設定すること。
- (6) 受託者は、本業務の実施に関する会計処理について、他業務等と明確に区分して行うこと。
- (7) 受託者は、本業務の実施に関する書類や会計帳簿の整備に努め、業務完了後においても5年間保存すること。
- (8) 受託者が本仕様書その他県の指示に従わない場合、あるいは委託内容の履行が困難であると判断される場合、県は委託契約を解除することがある。
- (9) 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、原則として受託事業者が負担する。
- (10) 県は、業務の実施に当たり、受託者が必要とする資料や情報の提供等について、支障のない範囲で協力する。
- (11) その他、本仕様書に定めがない事項、あるいは疑義が生じた事項については、県と受託者の協議によりこれを解決する。

電子情報に関する取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、業務に係る電子情報保全対策の重要性を認識し、業務を実施するに当たっては、電子情報（電子計算機等の内部に保存された情報及び入出力媒体に記録された情報をいう。以下「データ」という。）について適正に取り扱い、データの漏えい、滅失、毀損等の防止に万全の体制を構築しなければならない。また、業務の遂行に当たっては、乙は甲の指導に従うとともに、業務の従事者に対して適切な指示及び管理を行わなければならない。

(電子情報の保全)

第2条 乙は、自己の責任において、データの漏えい、滅失、毀損等を防止するため、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 自己の責任においてデータ（監査を行った際の出力帳票及び入出力媒体に記憶された情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損等を防止すること。
- (2) 業務において取得したデータを、全て甲に提出すること。
- (3) 業務を履行する目的以外に、データを保有し、複写し、又は使用しないこと。

(秘密の保持)

第3条 乙は、いかなる場合も業務の遂行上知り得た甲の業務上の秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事する社員その他の者に対し前項に規定する義務を遵守させるため、秘密保持契約を締結させる等万全の措置を講じなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾なしにこの請負によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第5条 乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第6条 乙は、業務の工程の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、事前に甲に通知し、甲の書面による承諾を受けなければならない。この場合において、乙は、第三者の選任及び監督については一切の責任を負うものとする。

2 前項の規定により乙が第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、乙は、この契約に規定する甲の権利行使を阻害しないよう、かつ、この契約に規定する乙の義務履行に違反しないよう、当該第三者との間で書面により約定するものとする。

(報告・調査)

第7条 甲は、乙に対して必要があると認めるときは、この契約の履行状況等について、随時に報告を求め、調査を行うことができる。

2 前条第1項の規定により、乙が第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、甲が当該第三者に対してこの契約の履行状況等について、随時に報告を求め、又は調査を行うことができるよう、乙は、当該第三者と特約を結ぶものとする。

(損害賠償)

第8条 甲は、乙がこの契約に違反することにより損害を被った場合は、当該損害につき乙に損害賠償請求をすることができるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第 3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第 4 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、別添様式 1 により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報保護責任者又は作業従事者を変更する場合は、別添様式 2 によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

3 乙は、定めた個人情報保護責任者又は作業従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

(保有の制限)

第 5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、甲の指示を受け又は事前の承諾を得た上で、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第 6 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の安全管理のため、BCC（ブラインド・カーボン・コピー）によるメール送付の徹底、複数の職員による確認やチェックリストの活用、適正なサイバーセキュリティ水準の確保等の措置その他必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第 7 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ別添様式 1 により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、別添様式2によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の指示又は事前の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(持出しの制限)

第10 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関し取り扱う個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第11 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者(乙に子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。)にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第12 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合は、当該派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が保有した個人情報が記録された資料・電子媒体等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。また、乙が管理する機器等に記録された電子情報については、適正に消去・廃棄した旨の報告を別添様式3により提出するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(作業従事者への周知)

第14 乙は、作業従事者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知るこ

とのできた個人情報了他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条又は第180条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

（指示・報告）

第15 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は本特記事項の遵守状況等、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（実地調査）

第16 甲は、必要があると認めるときは、乙における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について随時実地に調査することができる。

（事故発生時の対応）

第17 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 甲は、第1項の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除及び損害賠償）

第18 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

別添様式 1 (第 4 及び第 7 関係)

年 月 日

熊本県知事 様

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
(名称及び代表者氏名)

個人情報保護責任者及び作業従事者の管理及び実施体制等について
中山間地域における農と観光の連携調査業務委託契約「個人情報取扱特記事項 第 4 及び第 7」に基づき、個人情報の取扱いに係る責任者等並びに作業場所について、下記のとおり報告します。

記

1 個人情報保護責任者

所属・役職	氏名	連絡先 (事故発生時等)

2 作業従事者

所属・役職	氏名

※ 必要に応じて欄を追加すること。

※ 作業従事者は、当該個人情報取扱事務に照らし、必要最小限の人数とすること。また、個人情報保護責任者は当該作業従事者を確実に把握しておくこと。

3 作業場所

--

※甲の承諾を得た上で、当該作業場所にて業務を実施すること。

年 月 日

熊本県知事 様

○○○○○○○○○○
(名称及び代表者氏名)

個人情報保護責任者及び作業従事者の管理及び実施体制等の変更について
中山間地域における農と観光の連携調査業務委託契約「個人情報取扱特記事項 第4及び第7」に基づき、年 月 日付で報告した個人情報の取扱いに係る責任者等並びに作業場所について、下記のとおり変更するため、あらかじめ報告します。

記

1 個人情報保護責任者
(変更前)

所属・役職	氏名	連絡先 (事故発生時等)

(変更後)

所属・役職	氏名	連絡先 (事故発生時等)

2 作業従事者
(変更前)

所属・役職	氏名

(変更後)

所属・役職	氏名

※ 必要に応じて欄を追加すること。

※ 作業従事者は、当該個人情報取扱事務に照らし、必要最小限の人数とすること。また、個人情報保護責任者は当

該作業従事者を確実に把握しておくこと。

3 作業場所

(変更前)

--

(変更後)

--

※甲の承諾を得た上で、当該作業場所にて業務を実施すること。

※上記1～3のうち変更のない事項については、空欄のまま提出して差し支えない。

年 月 日

熊本県知事 様

○○○○○○○○○○○○
(名称及び代表者の氏名)

個人情報が記録された電子情報の消去等について

中山間地域における農と観光の連携調査業務委託契約「個人情報取扱特記事項 第13」に基づき、個人情報が記録された電子情報については、適正に消去及び廃棄したことを報告します。